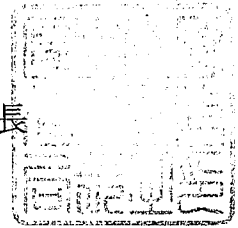


医政発第1112001号
平成15年11月12日

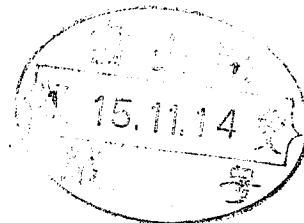
都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法実施要綱
(医薬品、医薬部外品、医療用具その他衛生用品関連) について

太陽エネルギーの発電への利用等といった新エネルギー利用等の促進については、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成9年法律第37号）に基づいて行われているところであるが、今般、同法第8条第1項に規定する利用計画の認定に関し必要な事項として、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法実施要綱（医薬品、医薬部外品、医療用具その他衛生用品関連）」を定めたので関係事業者への周知方ご配意願いたい。



新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法実施要綱

〔医薬品・医薬部外品・医療用具その他衛生用品関連〕

(目的)

第1条 この要綱は、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成9年法律第37号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する利用計画の認定に関し必要な事項を定めることにより、その手続きの円滑化を図り、もって法に基づく措置の適切な実施に資することを目的とする。

(利用計画の認定の申請)

第2条 法第8条第1項の規定に基づき利用計画の認定を受けようとする者（当該新エネルギー利用等を行う法人を設立しようとする者を含む。以下「認定申請者」という。）は、様式第1による申請書1通を厚生労働大臣に提出するものとする。

2 個人が共同で行おうとする利用計画の認定を受けようとする場合には、共同で行おうとする利用計画の代表者は、当該新エネルギー利用等の全体について前項の様式第1による申請書1通を厚生労働大臣に提出するものとする。

3 前2項の申請書には、次の書類を添付する。

一 認定申請者（既に設立されている法人に限る。）の定款

二 認定申請者（事業を営んでいる者に限る。）の最近二事業期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業状況及び事業用資産の概要を記載した書類）

三 事業を営んでいない者（当該新エネルギー利用等を行う法人を設立しようとする者を含む。）が申請を行うとする場合にあっては、今後予定する事業内容及び事業の用に供する予定である資産の概要を記載した書類

四 利用計画に基づく新エネルギー利用等に伴って収入が見込まれる場合にあっては、資金の回収計画

(利用計画の認定基準)

第3条 厚生労働大臣は、提出を受けた利用計画について、医薬品、医薬部外品、医療用具その他衛生用品の安定的な供給を確保するため、次に掲げる要件に適合していると認める場合には、当該利用計画を認定する。

一 新エネルギー等のみをエネルギー源とした生産システム、品質管理システム又は物流システム等を構築している場合において、安定的な供給の確保に支障が生じないものであること。

二 新エネルギー等を他のエネルギー源と併用とした生産システム、品質管理システム又は物流システム等を構築している場合において、安定的な供給の確保に支障が生じないものであること。

2 前項のほか、提出を受けた利用計画に係る新エネルギー利用等の先進性、波及効果その他の技術的側面については、経済産業大臣が評価するものとする。

(利用計画の認定)

第4条 厚生労働大臣は、利用計画の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、法第8条第3項及び本実施要綱第3条の認定基準に適合するものであると認める場合には、様式第2による当該利用計画に係る認定通知書を認定申請者たる事業者に交付するものとする。

2 厚生労働大臣は、申請を受けた利用計画を不認定とする場合には、様式第3によりその旨及びその理由を認定申請者たる事業者に通知するものとする。

(利用計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第5条 利用計画の趣旨を変えないような軽微な変更については、変更の認定を要しないものとする。

2 利用計画の変更の申請は様式第4により行うものとする。

3 厚生労働大臣は、利用計画の変更の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、法第8条第3項及び本実施要綱第3条の認定基準に適合するものであると認める場合には、様式第5による当該利用計画に係る変更認定通知書を申請者たる認定事業者に交付するものとする。

4 厚生労働大臣は、申請を受けた利用計画の変更を不認定とする場合には、様式第6によりその旨及びその理由を申請者たる認定事業者に通知するものとする。

5 第2条の規定は、第2項の申請に準用する。

(認定計画の認定の取消し)

第6条 厚生労働大臣は、法第9条第2項の規定のほか、本実施要綱第2条に規定する認定の申請に際し、虚偽の申請があった場合、又は医薬品、医薬部外品、医療用具その他衛生用品の安定的な供給の確保に支障が生じた場合には、認定を取り消すことができる。

2 認定計画を取り消す場合には、様式第7によりその旨及びその理由を当該認定を受けている事業者に通知するものとする。

(実施状況の報告)

第7条 認定事業者は、当該利用計画の実施期間の事業年度における実施状況について、原則として毎事業年度終了後3月以内に、厚生労働大臣に様式第8により報告をしなければならない。なお、特段の事情があると認められる場合には、この限りでない。

様式第1

利用計画に係る認定申請書

年 月 日

厚生労働大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 新エネルギー利用等の目標
2. 新エネルギー利用等の内容及び実施時期
3. 新エネルギー利用等に必要な資金の額及びその調達方法
4. その他

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 新エネルギー利用等の目標
新エネルギー利用等に係る事業の目標、先進性、他の事業者への波及効果等について要約的に記載すること。
2. 新エネルギー利用等の内容及び実施時期
 - (1) 新エネルギー利用等を行う事業者の名称、所在地、連絡先、連絡担当者等を記載すること。
 - (2) 新エネルギーの種類毎に、新エネルギーの設置場所及び利用場所の住所を記載すること。
 - (3) 新エネルギー利用等の種類毎に、概括的な利用方法及び用途を記載すること。
 - (4) 新エネルギー利用等に伴い設置する設備の種類、仕様、能力等を記載すること。
 - (5) 新エネルギー利用等による年間のエネルギー発生量(設計値)を記載すること。
 - (6) 別表1により新エネルギー利用等に伴う設備投資(土地、設備(リース設備を含む。)の取得に係る投資をいう。)の内容を記載すること。
 - (7) 新エネルギー利用等の実施時期については、新エネルギー利用等を開始する時期を年月をもって記載すること。
 - (8) 別表2により、年度毎の実施予定を記載すること。

3. 新エネルギー利用等に必要な資金の額及びその調達方法

- (1) 別表3により記載すること。
- (2) 当該資金の使途（別表1に記載した設備投資所要資金と、所要の運転資金の合計について記載する。）及び調達方法について内訳を記載した資料を添付するものとする。

4. その他

- (1) 新エネルギー等が使用できない状況が生じた場合の安定的な供給の確保方法等について記載すること。（様式自由）
- (2) その他、記載すべき事項があれば記載すること。

別表1 新エネルギー利用等に伴う設備投資の内容

（単位：百万円）

年 度	所要資金額	内 訳					
		設 備 費				設備費以外	
		名 称	数量	単価	所要資金額	費目	所要資金額
年度							
年度							
年度							
年度							
所要資金額 合計							

- (注) 1. 年度毎、かつ、新エネルギーの種類毎に記載すること。
2. 設備費のうち、名称については新エネルギーの種類を記載し、数量については出力、熱量、基数等を記載すること。
3. 設備費以外のうち、費目については、年度毎、かつ、設計費、工事費若しくは諸経費毎に記載すること。

別表2 新エネルギー利用等の実施時期

年 度	実 施 内 容
年度	
年度	
年度	
年度	

- (注) 1. 各年度毎に、事業の進捗状況、新エネルギーの利用計画等を記載すること。
2. 複数年度に亘って施設の設置、設備の改造等を行う場合は、各年度毎の事業範囲を明示する図を別紙として添付すること。

別表3 新エネルギー利用等のために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

調達先 年度	政府関係 機関から の借入れ	民間金融 機関から の借入れ	自己資金	その他	合計	備考
年度						
年度						
年度						
年度						
所要資金額 合計						

国庫補助金の申請予定 (有・無)

- (注) 1. 政府関係金融機関からの融資期待がある場合には、機関名及び当該機関に係る金額をすべて「備考」欄に記載すること。
2. 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) の債務保証の期待がある場合には、その旨と期待額を「備考」欄に記載すること。
3. リース資金は、「その他」欄に記載し、当該リースを行う事業者の名称を「備考」欄に記載する。
4. 国庫補助金「新エネルギー事業者支援対策費補助金」については、国に申請する予定の有無について、「国庫補助金の申請予定 (有・無)」欄の該当箇所に○を記入するとともに、その金額を「その他」欄に3. の金額とは区別できるように記載すること。

なお、「有」とした場合においても、国庫補助金の交付を保証するものではない。

※留意点 なお、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」以外の補助金の交付を申請する場合は、国庫補助金の「国庫補助金の申請予定 (有・無)」欄の有に○を記入するとともに、その補助金名を下欄にその期待額を表の右欄欄外に記載すること。

様式第 2

利用計画に係る認定通知書

厚生労働省発医政第 号
平成 年 月 日

殿

厚生労働大臣 名 印

平成 年 月 日付で認定申請のあった利用計画については、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定に基づき認定する。

様式第3

利用計画に係る不認定通知書

年 月 日

殿

厚生労働大臣 名 印

平成 年 月 日付けで認定申請のあった利用計画については、下記の理由により不認定とします。

記

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第4

利用計画の変更認定申請書

年 月 日

厚生労働大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた利用計画について下記のとおり変更したいので、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第9条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

様式第5

利用計画に係る変更認定通知書

厚生労働省発医政第 号
平成 年 月 日

殿

厚生労働大臣 名 印

平成 年 月 日付で変更認定申請のあった利用計画については、新エネルギー
利用等の促進に関する特別措置法第9条第1項の規定に基づき認定する。

様式第6

利用計画の変更不認定通知書

年 月 日

殿

厚生労働大臣 名 印

平成 年 月 日付けで変更認定申請のあった利用計画については、下記の理由により不認定とします。

記

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第7

利用計画の認定取消し通知書

年 月 日

殿

厚生労働大臣 名 印

平成 年 月 日付けで認定をした利用計画については、下記の理由により承認を取り消します。

記

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第8

平成 年度における利用計画の実施状況報告書

年 月 日

厚生労働大臣 名 殿

住所
名称及び
代表者の氏名 印

平成 年 月 日付で認定を受けた利用計画の平成 年度の実施状況を別紙
のとおり報告します。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別紙

1. 新エネルギー利用等に伴う設備投資の内容

(単位：百万円)

区 分	所要資金額	内 訳					
		設 備 費				設備費以外	
		名称	数量	単価	所要資金額	費目	所要資金額
計 画							
実 績							

- (注) 1. 新エネルギーの種類毎に記載すること。
 2. 設備費のうち、名称については新エネルギーの種類を記載し、数量については出力、熱量、基数等を記載すること。
 3. 設備費以外のうち、費目については、設計費、工事費又は諸経費毎に記載すること。

2. 新エネルギー利用等の実施時期

区 分	実 施 内 容
計 画	
実 績	

- (注) 1. 事業の進捗状況、新エネルギーの利用計画等を記載すること。
 2. 必要に応じて進捗状況を明示する図を別紙として添付すること。